

■ Article (vol.7) ■

武富士訴訟について

税理士 朝倉洋子

1. 史上最高の課税処分取消訴訟

消費者金融大手のB社の創立者である乙から長男に対する株式の贈与をめぐり、個人に対する課税処分の取消額としては、過去最高となる1,300億円の課税処分の取消しを求めて争われていた訴訟において、課税処分の全部を取り消すという裁判所の判断が示された(平19.5.23東京地裁 TAINSコードZ888-1248)(被告控訴)。

原告は、両親から、平成11年12月27日付けの株式譲渡証書により、B社の株式を大量に保有するオランダのA社の出資の贈与を受けた。

当時の相続税法においては、贈与により財産を取得した個人で、その財産を取得した時において日本国内に住所を有していない者については、贈与により取得した財産のうち、日本国内にある財産のみに対して贈与税を納める義務があるとされていた(旧相法2の2②)。

つまり、海外の財産を海外に居住する者に贈与した場合には、贈与税を課すことはできなかったところ、この節税スキームを利用するケースが多発したために、本件贈与の実行された12月27日の5日後となる平成12年1月1日以後、現在のように、贈与により財産を取得した個人でその財産を取得した時において日本国内に住所を有しない者のうち日本国籍を有する者は、贈与税を納める義務があると改められた。

2. 争点

原告は、株式の贈与を受けた時において、相続税法の施行地に住所を有していたか否か。

3. 当事者双方の主張

(1) 被告の主張

贈与者乙は、平成11年ころ、B社の将来を原告に委ねたいと考え、贈与者らのA社に対する出資持分を原告に贈与することとした。本件贈与の実行に至るまでには、亡乙及びその関係者らの間で、事前に贈与税の課税を回避するための綿密な協議が行われ、原告は、贈与税回避のためのスキームに従って、香港に渡航したのである。

もともと贈与者らが所有していた国内財産であるB社株式は、フランス及びオランダにおいて、極めて短期間に法人の設立や買収・増資、さらには金融機

関から 1,000 億円もの多額の借入を行うなどの様々な手法を駆使することにより、外形上、A 社の出資持分という国外財産に転換された。受贈者の国外住所化については、受贈者の滞在先として贈与税の負担のない香港を選択し、B 社が 2 つの香港の会社を実質的に買収し原告を代表者に就任させ、同人に香港居住の必要があるかのような外観を作出したほか、贈与後は原告が日本に帰国することを控えるなど、諸外国の税制を十分に研究して贈与者ら及び原告の税負担が最少になるようにした上で、税務調査が行われる可能性も念頭に置きつつ、周到な準備を行い計画的に本件贈与を実行したものである。

原告が、このように贈与税を回避する目的で、香港に住所を移転したとの外形を作出するために香港に渡航したことは、もともと相続税回避を目的とする贈与税における「住所」の認定において、十分考慮されなければならない。

(2) 原告の主張

住所、すなわち生活の本拠は、客観的事実により判定されるべきであって、原告が租税回避の目的を有していたか否かという主観的事実は、そもそも論点ですらない。仮に、原告に贈与税の課税負担を減少させたい意思があったとしても、本件贈与のスキームによる当該意思は、単に一般に紹介され多くの資産家によって利用されていた節税行為、すなわち適法行為の意思にすぎないのであるから、租税法上非難されるべきいわれは皆無であるし、当該動機は、本件贈与日当時、原告が本件香港自宅を生活の本拠たる住所にするという居住意思があったことを裏付けるにすぎない

4. 裁判所の判断

- (1) 住所とは、各人の生活の本拠を指すものと解するのが相当であり、生活の本拠とは、その者の生活に最も関係の深い一般的生活、全生活の中心を指すものであって、住所であるか否かは、一般的には、住居、職業、国内において生計を一にする配偶者その他の親族を有するか否か、資産の所在等の客観的な事実に基づき、総合的に判定するのが相当である。
- (2) 原告は、本件滞在期間の全日数のうち、26.2 パーセントに相当する日数は日本に滞在し、その間は本件滞在期間前の住所である日本の居宅に起居していたところ、原告が日本出国日に香港へ携帯したのは衣類程度であったのであるから、日本の住宅は従前と同様、原告の住居として使用することができる状態にあったと考えられる。
- (3) 他方、原告は、本件滞在期間中、その 65 パーセント余りの日数を香港で過

ごしその間は専ら香港の自宅で起臥寝食していたものであって、原告の香港滞在が一時的なものであったことを裏付けるものとはいえず、本件日本の住宅と、香港の自宅は、いずれも生活の本拠としての住居となり得るものであるといえ、住居の点から原告の住所が国内にあったとすることはできない。

(4)原告は成年の男性であり、職業に就いて自ら収入を得ているのであるから、香港に滞在している間は、両親らから独立した生活を営んでいたといわざるを得ない。

(5)その他の諸事情を考慮しても、本件贈与日において、原告が日本国内に住すなわち生活の本拠を有していたと認定することは困難である。被告の主張は、原告の租税回避意思を過度に強調したものであって、客観的な事実に合致するものであるとはいえない。

(6)本件決定処分は、贈与により財産を取得した時において国内に住所を有する者に対してなされたものとはいえず、これを前提とする無申告加算税の賦課決定処分とともに違法である。

以 上